

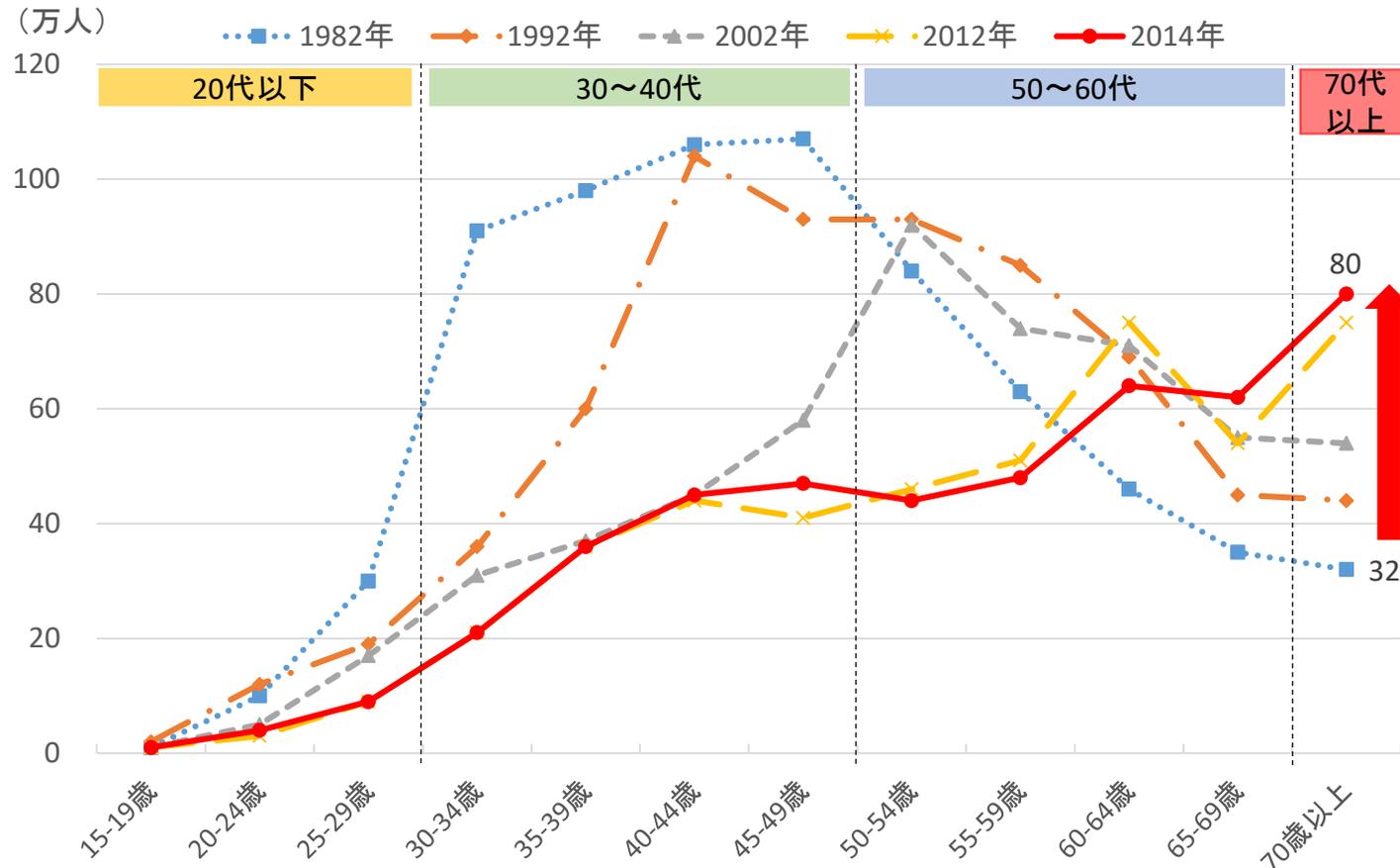
個人事業主の事業承継時の 許認可手続の簡素化について

1. 個人事業主の早期の事業承継の必要性

○個人事業が高齢化する中で、早期の事業承継は喫緊の課題となっている(70代以上の経営者が80万人を超えており、その6割以上が事業承継を希望)。

○行政手続の面倒さが事業承継の阻害要因となるべきではない。
(現行法上は、死亡による相続(簡易な届出)以外は、新規の許可を改めて取得する必要がある)。

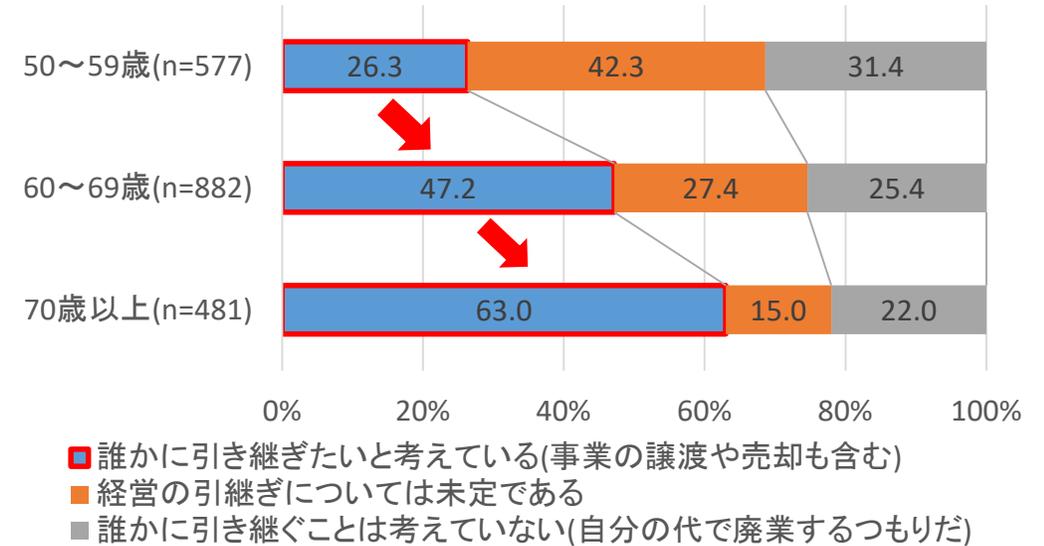
【年齢階級別個人事業主数の推移】



(注)1. 非農林業について集計している。
(注)2. 個人事業主: 個人経営の事業を営んでいる者

(出典) 2016年版小規模企業白書(中小企業庁)

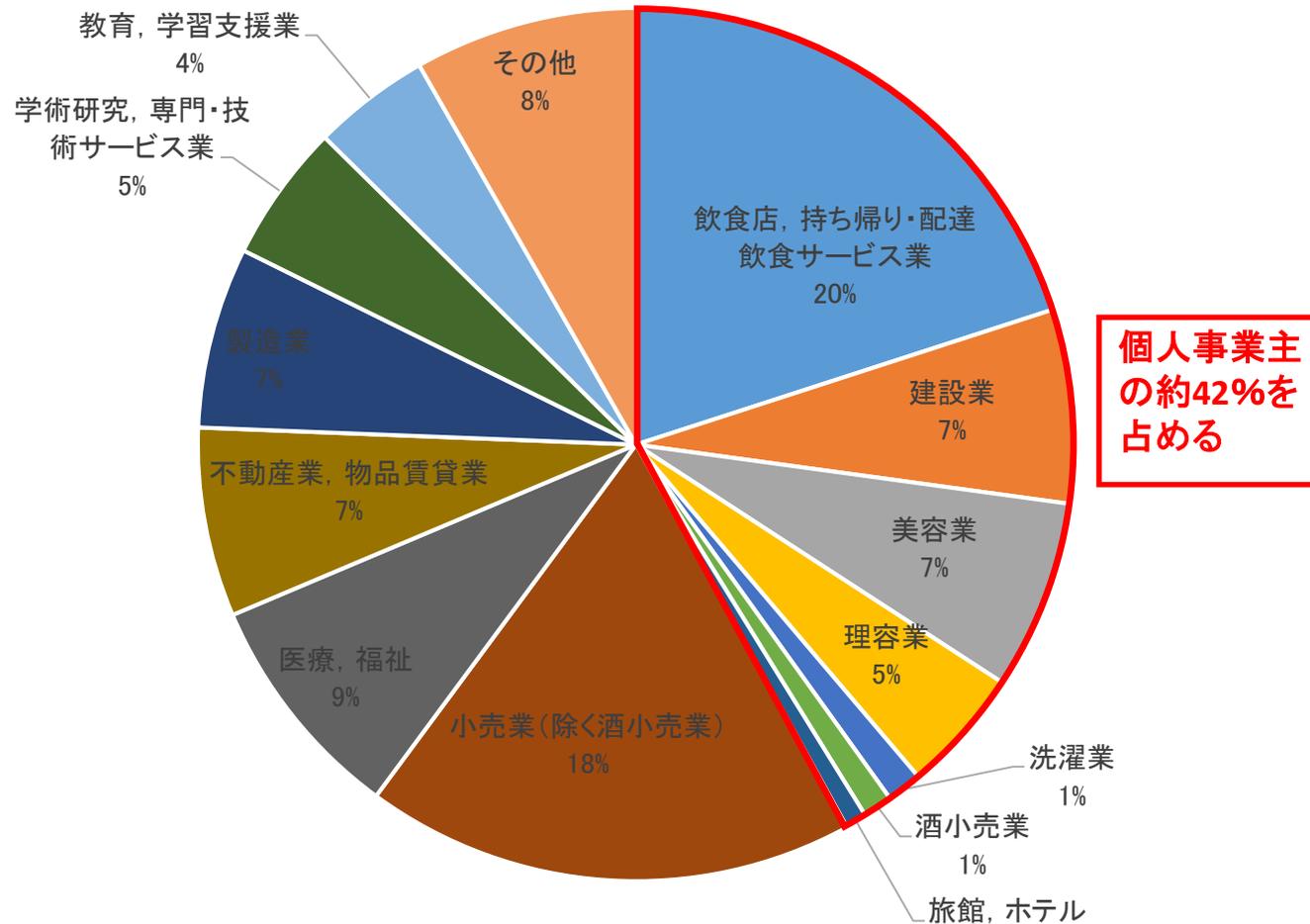
【経営者の年代別事業承継の意向(個人事業主)】



(出典) 2017年版小規模企業白書(中小企業庁)

2. 営業の許認可を必要とする個人事業主の全体に占める比率

- 全国商工会連合会、日本商工会議所からは飲食店、建設業、理美容業、クリーニング業、酒小売業、旅館業について、事業承継時の許認可手続の簡素化の要望があった。これらの業種で個人事業主数全体の42%を占める。
- 個人事業主全体の4割以上が、事業承継に際して、原則として営業許可を改めて取得する必要がある。



(参考) 団体からの要望事項

全国商工会連合会からの要望事項

(第9回行政手続部会(平成30年6月11日)での要望内容)

○事業承継の円滑化を図るためにも、業種ごとに要する許認可に関する手続きを簡素化すること。

具体例: 事業承継時に業種ごとに必要となる許認可手続き

	許認可の種類 (業種)	所管省庁等	要望事項
1	一般酒類小売業免許 (酒小売業)	国税庁	手続の理由が事業承継である場合は、生前であったとしても、相続による申請手続きの場合と同様、簡易的な申請でも可能とすること。
2	クリーニング所開設届 (クリーニング業)	厚生労働省	手続の理由が事業承継である場合は、生前であったとしても、相続による申請手続きの場合と同様、簡易的な申請でも可能とすること。
3	建設業許可 (建設業)	国土交通省 地方公共団体	事業承継を行う場合は、許認可を引継ぐことを可能とすること。
4	食品衛生法に定める34業種に係る営業許可 (飲食店、食肉製品製造業、清涼飲料水製造業、食肉販売業、魚介類販売業等)	厚生労働省 地方公共団体	手続の理由が事業承継である場合は、生前であったとしても、相続による申請手続きの場合と同様、簡易的な申請でも可能とすること。
5	旅館業営業許可 (旅館業)	厚生労働省	手続の理由が事業承継である場合は、生前であったとしても、相続による申請手続きの場合と同様、簡易的な申請でも可能とすること。
6	理容所・美容所開設届 (理美容業)	厚生労働省	手続の理由が事業承継である場合は、生前であったとしても、相続による申請手続きの場合と同様、簡易的な申請でも可能とすること。

日本商工会議所からの要望事項

(第10回行政手続部会(平成30年6月25日)での要望内容)

生前に営業者の地位を譲渡する際の手続を簡素化すること

○飲食店、旅館、理容院、美容院、クリーニング店等を営む個人事業者が生前に営業者の地位を譲渡する場合、新規開業の手続が必要となる。また、死亡により営業者の地位を承継する際、店を継ぎたくても、孫の場合は新規開業の手続が必要になる。円滑な事業承継を推進するため、相続の場合と同様に簡素化すること。

(日商「2017年度経済成長・一億総活躍社会実現のための規制・制度改革の意見」(平成29年3月16日)での要望内容)

飲食店、理容院、美容院、クリーニング店等を営む者が生前に自分の子に営業を譲渡する場合の手続を簡素化すること

【要望内容】事業承継の円滑化を図るために、個人で営む飲食店等における生前の営業譲渡手続を相続の場合と同様に簡素化すること

【理由】個人で飲食店、理容院、美容院、クリーニング店等を営む者が死亡し、その子が事業を相続する場合、簡易な変更手続だけで可能となる。しかし、生前に譲渡する場合は、新規開業の場合と同様の手続が必要となる。親子間での円滑な事業承継を推進するため、これを簡素化する必要がある。

(参考)事業者の声

○個人事業主の生前の許可取得に関しては、以下のような事業者の声があげられている。

- ・本来は、事業内容を把握している先代が存命のうちに経営を譲り受けたいが、生前承継の場合には、手続きが煩雑であるため、相続開始まで事業承継の手続きを待っている。
- ・事業承継の場合には、営業を行いながら行政手続きを行わなければならない(まだ事業を行っていない創業者の場合とは異なる)。役所の開いている時間に行く必要があるが、個人で経営しているので、営業を休止して行かなければならない。
- ・国の出先機関でも営業許認可に対応可能な職員が少なく、また、時間をかけて出先機関まで行っても、添付書類の不備などにより、何度も往復しなければならない。

2. 現行法上の課題

- 個人事業主が死亡した際に子が相続する場合には、簡易な手続(承継届等)による地位の承継が可能。
- 一方で、それ以外の事業承継の場合には、新規の許認可の取得が必要になる。(多数の添付書類や検査等)。
 - ① 子が健在の際に孫や兄弟が承継
 - ② 生前承継(子への相続も含む)
 - ③ 従業員などの第三者による承継

【許認可承継の可否】

	先代死亡時(相続)			先代存命時(生前承継)		
	子又は配偶者	孫等の親族	従業員などの 第三者	子又は配偶者	孫等の親族	従業員などの 第三者
個人事業主	○	×※	×	×	×	×
法人	○	○	○	○	○	○

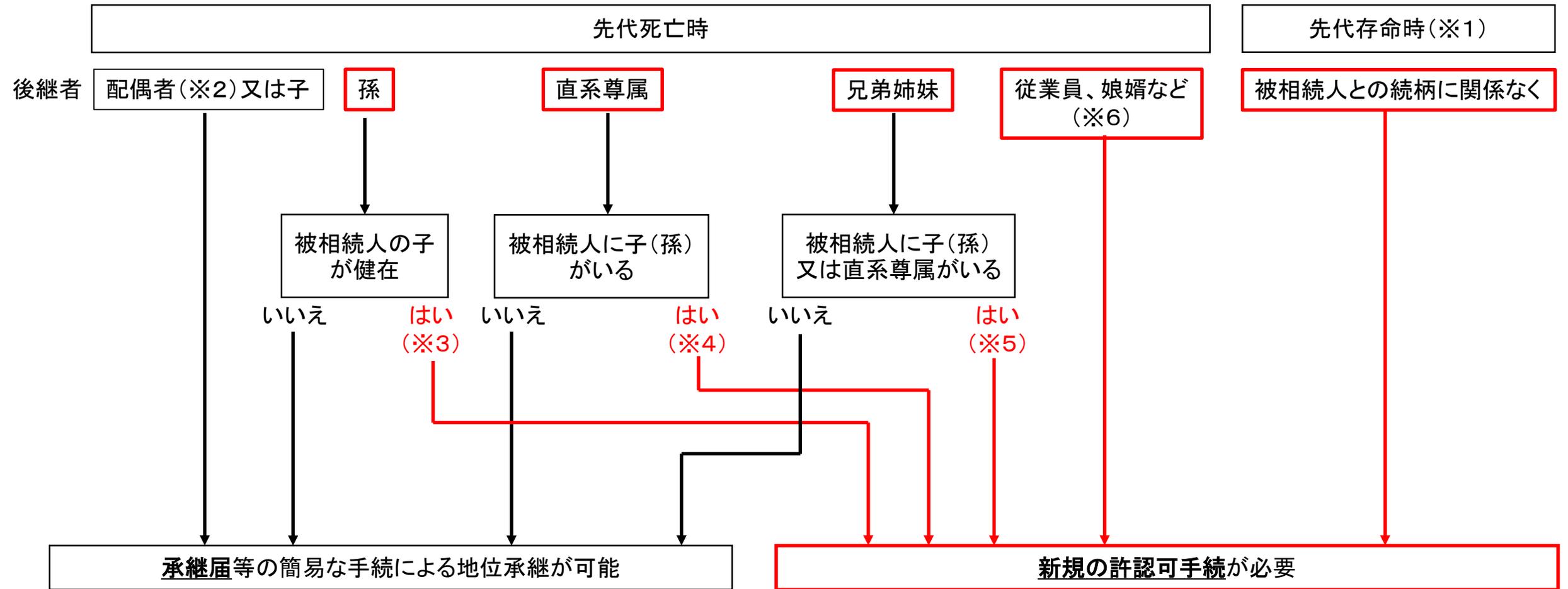
※例えば、被相続人の子が死亡しているときなどは孫が承継することができる

【食品衛生法の例】

第五十三条 前条第一項の許可を受けた者について相続、合併又は分割があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、許可営業者の地位を承継する。

※同様の条文が旅館業法、理容師法、美容師法、クリーニング業法にも規定。他にも多くの法律において、同様の規定がなされている。
 なお、事業の全部譲渡の場合にも、同様に許可営業者の地位を承継する旨を定めている法律もある。(例:倉庫業法、アルコール事業法)
 建設業については、相続に関する規定はなく、要検討

3. 地位承継のフロー図



承継規定は、民法上の「相続」に準拠していると考えられる

※1. 生前の事業承継は「相続」ではない(←相続は死亡によって開始する(民法882条))

※2. 配偶者は常に「相続人」となる(民法889条)

※3. 子が健在の場合には、孫は「相続人」となれない(←被相続人の子が死亡したときは(中略)、その者の子が代襲して相続人となる(民法887条))

※4. 直系尊属は、子(孫)がいる場合は「相続人」となれない。(相続人がいない場合の相続順序 一 直系親族、二 兄弟(民法889条))

※5. 兄弟は、子(孫)または直系尊属がいる場合は「相続人」となれない(←同上(民法889条))

※6. 法定相続人となれない者(従業員、娘婿など)は、新規の許認可手続が必要

(参考)相続時と新規開業時の手続比較①

【飲食業の場合】

先代死亡時(相続)	先代存命時(生前承継)
<ul style="list-style-type: none"> ○許可営業者の地位承継届 ○営業許可書 ○戸籍謄本 ○相続人全員の同意書 	<ul style="list-style-type: none"> ○営業許可申請書 ○営業設備の大要(調理場の概要など) ○営業設備の配置図 ○水質検査成績書(貯水槽使用水、井戸水使用の場合のみ) ○食品衛生責任者の資格を証明するもの ・許可申請手数料 ・施設の確認検査

東京都福祉保健局の場合

【理・美容業の場合】

先代死亡時(相続)	先代存命時(生前承継)
<ul style="list-style-type: none"> ○理・美容所相続承継届 ○戸籍謄本 ○相続人全員の同意書 	<ul style="list-style-type: none"> ○理・美容所開設届 ○施設内の平面図 ○建物の施設の位置図 ○施設の付近見取図 ○全員分の理・美容師の免許証 ○理・美容師が2人以上いる施設は管理理・美容師の講習会修了証 ○従業員が結核ではない旨を証明する書類 ・開設手数料 ・施設の確認検査

札幌市の場合

○は必要書類、・はその他の手続

(参考)相続時と新規開業時の手続比較②

【クリーニング業の場合】

先代死亡時(相続)	先代存命時(生前承継)
<ul style="list-style-type: none">○クリーニング所営業承継届○検査確認通知書○死亡の事実が確認できる書類(戸籍謄本、住民票除票など)○戸籍謄本○相続人全員の同意書	<ul style="list-style-type: none">○クリーニング所開設届○営業所の平面図○クリーニング師免許証の本証(確認のみ)・手数料

横須賀市の場合

(参考)相続時と新規開業時の手続比較③

【酒類販売業の場合】

先代死亡時(相続)	先代存命時(生前承継)
<ul style="list-style-type: none">○酒類・酒母・もろみ製造業、酒類販売業相続申告書○酒類販売業免許の免許要件誓約書○戸籍謄本○他の相続人の意思表示○申請書等チェック表	<ul style="list-style-type: none">○酒類販売業免許申請書○販売上の敷地の状況○建物等の配置図○事業の概要○収支の見込み○所要資金の額及び調達方法○「酒類の管理の方法」に関する取組計画書○酒類販売業免許の免許要件誓約書○申請者の履歴書○住民票の写し○地方税の納税証明書○契約書等(土地等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等)の写し○最終事業年度以前3事業年度の財務諸表○土地及び建物の登記事項証明書○一般酒類小売業免許申請書チェック表・必要に応じ税務署への訪問または現地確認・登録免許税(3万円/1件)

(参考)相続時と新規開業時の手続比較④

【旅館業の場合】

先代死亡時(相続)	先代存命時(生前承継)
<ul style="list-style-type: none"> ○旅館業営業承継承認申請書 ○戸籍謄本 ○付近見取図 ○申立書(風営法に規定する風俗関連営業について、警察署から指導を受けた旨の書面) ○同意書(おおむね100メートルの区域内に学校や公園などの施設がある場合に、保健所から関係機関に対して意見照会するため、資料提供に同意する旨の書類) ・申請手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ○旅館業営業許可申請書 ○図面 ○浴槽別循環系統一覧表(共同浴槽で循環使用する場合) ○付近見取図 ○玄関帳場等の構造図等(正面図・側面図・断面図等) ○申立書(風営法に規定する風俗関連営業について、警察署から指導を受けた旨の書面) ○誓約書(生活環境が害されることを理由に地域住民等から苦情、問合せがあった場合に、誠意を持って当事者と話し合い、適切に対応することを誓約する旨の書類) ○同意書(おおむね100メートルの区域内に学校や公園などの施設がある場合に、保健所から関係機関に対して意見照会するため、資料提供に同意する旨の書類) ○各消防署より交付された消防法令適合通知書 ○建築基準法の規定による検査済証または仮使用認定通知書 ・施設の確認検査 ・申請手数料

福山市の場合

(参考)相続時と新規開業時の手続比較⑤

【建設業の場合】

先代死亡時(相続)	先代存命時(生前承継)
<ul style="list-style-type: none"> ・相続に関する規定はなく、生前承継時と同様に許可の新規取得が必要 ・相続により後継者が新規に許可を取得し、事業を継続した場合には、入札参加資格の承継を認める省庁、自治体もある 	<ul style="list-style-type: none"> ○建設業許可申請書 ○役員等の一覧表 ○営業所一覧表 ○収入印紙等はり付け用紙(大臣許可のみ) ○専任技術者一覧表 ○工事経歴書 ○直前3年の各事業年度における工事施工金額 ○使用人数 ○誓約書 ○財務諸表 ○営業の沿革 ○所属建設業者団体 ○健康保険の加入状況 ○主要取引金融機関名 ○別とじ用表紙 ○成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ○破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の区市町村長の証明書 ○経營業務の管理責任者証明書 ○経營業務の管理責任者の略歴書 ○専任技術者証明書 ○許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 ○納税証明書 ・予備調査 ・申請手数料

4. 許認可の承継(新規の許認可が不要)に関する規定の類型

1. 相続承継規定のみ

食品衛生法、美容師法、理容師法、クリーニング業法、酒税法、公衆浴場法 等

→**生前の親から子への承継の場合には、相続ではないため、新規の許認可が必要。**

2. 相続承継規定＋全部事業譲渡の場合の承継規定

※後者については、事業譲渡契約を添付して承継届を提出。

揮発油等の品質の確保等に関する法律(揮発油販売業者)、高圧ガス保安法(高圧ガス販売事業者)
大気汚染防止法(ばい煙発生施設の設置)、騒音規制法(騒音発生施設の設置)等

→**生前の親から子への承継の場合でも、全部事業譲渡に該当するので、新規の許認可は不要。**

3. 相続承継規定＋中小企業経営強化法による事業承継規定

※後者については、主務大臣による同法の経営強化計画の認定が必要。主務大臣に事業譲渡契約を添付して報告。

(政令指定業種)旅館業法、貨物自動車運送事業法(一般貨物)、道路運送法(一般旅客)、ガス事業法(一般ガス)

4. 中小企業経営強化法による事業承継規定のみ(相続承継規定はない)

(政令指定業種)建設業法、火薬類取締法

※1 下線は、商工団体の簡素化要望において例示された業種。

※2 相続承継規定及び全部事業譲渡規定の多くは、「民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための法律(平成8年・9年)」「(省庁毎の一括改正法の形式をとる)において追加されている(ただし、旅館業法及び公衆浴場法は、「許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律(昭和60年)」)。

※3 中小企業経営強化法における承継規定は、本年の法改正により追加された。

(参考)事業承継の規定①(相続承継等)

◎食品衛生法

第五十三条 前条第一項の許可を受けた者(以下この条において「許可業者」という。)について相続、合併又は分割(当該営業を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、許可業者の地位を承継する。

2 前項の規定により販売業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

◎クリーニング業法

(地位の承継)

第五条の三 第五条第一項又は第二項の届出をした営業者について相続、合併又は分割(当該営業を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、当該届出をした営業者の地位を承継する。

2 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

◎酒税法

(製造業又は販売業の相続)

第十九条 酒類製造者、酒母等の製造者又は酒類販売業者につき相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)があつた場合において、引き続きその製造業又は販売業をしようとする相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)は、政令で定める手続により、遅滞なく、その旨をその製造場の所在地又はその販売場の所在地(販売場がない場合には、相続人の住所地)の所轄税務署長に申告しなければならない。

2 前項の申告をした相続人が第十条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに規定する者に該当しないときは、当該相続人は、その相続の時において、被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)が受けていた酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を受けたものとみなす。

(参考)事業承継の規定②(全部事業譲渡)

◎揮発油等の品質の確保等に関する法律(揮発油販売業者)

(揮発油販売業者の承継)

第七条 揮発油販売業者がその事業の全部を譲り渡し、又は揮発油販売業者について相続、合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その揮発油販売業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が前条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により揮発油販売業者の地位を承継した者は、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

◎液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液化石油ガス販売業者)

(承継)

第十条 液化石油ガス販売事業者がその事業の全部を譲り渡し、又は液化石油ガス販売事業者について相続、合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その液化石油ガス販売事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第四条第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 (略)

3 第一項の規定により液化石油ガス販売事業者の地位を承継した者は、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

◎高圧ガス保安法(高圧ガス販売業者)

(承継)

第二十条の四の二 前条の届出を行つた者(以下「販売業者」という。)が当該届出に係る事業の全部を譲り渡し、又は販売業者について相続、合併若しくは分割(当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、販売業者の地位を承継する。

2 前項の規定により販売業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(参考)事業承継の規定③(中小企業経営強化法)

◎中小企業経営強化法

(特定許認可等に基づく地位の承継等)

第二十三条 認定経営力向上計画(事業承継等に係る事項の記載があるものに限る。)に第十三条第四項の特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位が記載されている場合において、当該認定経営力向上計画に従って事業承継等が行われたときは、承継等中小企業者等は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位を承継する。

2 承継等中小企業者等は、当該認定経営力向上計画に従って事業承継等を行ったときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3・4 (略)

(経営力向上計画の認定)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 第二項第三号に掲げる事項(経営力向上の内容及び実施時期(事業承継等を行う場合にあつては、その実施時期を含む。))には、特定許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等であつて、それに基づく地位を被承継等中小企業者等が有する場合において当該地位が承継等中小企業者等に承継されることが経営力向上の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)に基づく被承継等中小企業者等の地位であつて、当該経営力向上のために事業承継等により当該承継等中小企業者等が承継しようとするものを記載することができる。

◎中小企業経営強化法施行令

(経営力向上計画に係る特定許認可等)

第八条 法第十三条第四項の政令で定める許認可等(以下この条において「特定許認可等」という。)は、次のとおりとする。

- 一 旅館業法(昭和三十二年法律第百三十八号)第三条第一項の許可
- 二 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可
- 三 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第三条又は第五条の許可
- 四 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第四条第一項の許可
- 五 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三十五条の許可
- 六 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三条の許可

2～4 (略)

(参考)経営力向上計画の記載例(地位承継部分)

		(数値)	A) (%)

6 経営力向上の内容

- (1) 現に有する経営資源を利用する取組 有 ・ 無
- (2) 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組 有 ・ 無

(3) 具体的な実施事項

	事業分野別 計の取組箇所	事業承継等 の種類	実施事項 (具体的な取組を記載)	新事業活動 への取組 (該当する 場合は○)
ア				
イ				
ウ				

事業承継等を伴う取組の場合には、事業承継の種類(事業又は資産の譲受、新設合併など)を記載し、その具体的な取組内容を実施事項欄に記載

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施 事項	使途・用途	資金調達 方法	金額 (千円)

8 経営力向上設備等の種別

	実施 事項	取得 年月	利用を想定して いる支援措置	設備等の名称/型式	所在地
1					
2					
3					

	設備等の種別	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	証明書等の文書番号等
1					
2					
3					

	設備等の種別	数量	金額 (千円)

5. 改善案

【親族内の承継】

1. 民法上の相続順位にこだわらず、孫、兄弟等についても、簡易な手続き承継を可能とすべき。

→事業承継の成否は、財産相続とは異なり、個人の能力とやる気に依存するため、子に限定する合理性がない

2. 相続(先代死亡時)のみならず、生前承継(先代存命時)の場合も、簡易な手続による承継を可能とすべき。

→個人事業主が高齢化する中で、行政手続(新規の許認可)の面倒さが、事業承継の阻害要因となるべきではない。

(現行の先代が死亡による相続の承継の場合にも、特段の問題は生じなかったと考えられるが、会社の事業や経営実態を把握しているが先代が健在であるうちに承継する場合には、その知見を活用することが可能であることから、死亡相続よりも、何らかの事故や問題が起きる可能性は低いと考えられる)

【親族外への承継】

3. 従業員等の親族外への承継も、簡易な手続による承継を可能とすべき。

→後継者難等を背景として、従業員等への承継の意向も増加しつつある現状を踏まえるべき。

→相続等に限って許認可承継を認める法律についても、全部事業譲渡の許認可を認める法律に倣って、親族内の生前を含む承継や従業員などの親族外承継等の場合も、新規の許認可を不要とし、簡易な手続きによる承継を可能とすべきではないか。

(参考)経済団体からの意見に対する各省庁からの回答

団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
日本商工会議所	<p>飲食店、旅館、美容院、美容師、クリーニング店等を営む個人事業者が生前に営業者の地位を譲渡する場合、新規開業の手続きが必要となる。また、死亡により営業者の地位を承継する際、店を継ぎたくても、孫の場合は新規開業の手続きが必要になる。円滑な事業承継を推進するため、相続の場合と同様に簡素化すること。</p> <p>※全国商工会連合会からも同趣旨の意見あり</p>	<p>食品衛生法及び旅館業法に基づく営業許可並びに理容師法、美容師法及びクリーニング業法に基づく営業所開設の届出などの効果は、当該申請者並びに届出者に限り及ぶこととなりますが、営業者が死亡した場合に、営業者の死亡という不測の事情によって営業者の地位が失われることになると、本相続人は新たに許可並びに理容師法、美容師法及びクリーニング業法に定める構造設備基準に適合する旨の確認を得るまで営業ができなくなることに鑑み、特例的に許可及び届出営業者の地位を相続によって承継することができる旨の規定を設けているものです。</p> <p>他方、生前に営業譲渡を行う場合は、あくまでも営業者の意思に基づき地位の変更を行うものであり、上記のような事情は認められないため、営業者の死亡の場合と同様の措置を取ることとはできません。</p> <p>なお、旧営業者の許可を受けた状態及び届出を行った状態のまま、新営業者の許可申請及び開設届出を行うことにより切れ目なく営業を継続することが可能です。</p>	厚生労働省

※規制改革ホットライン(平成29年5月31日回答)においても同趣旨の意見に対して、厚生労働省から同様の回答があった

(参考)経済団体からの意見に対する各省庁からの回答

団体名	意見の内容	対応策(取組方針・取組時期等を明記)	回答省庁
全国商工会連合会	<p>建設業許可(建設業)</p> <p>【要望事項】 事業承継を行う場合は、許認可を引継ぐことを可能とすること。</p> <p>【現在の手続内容・負担感】 個人事業主については、相続であったとしても許可を引継ぐことは出来ず、新規で申請を行う必要がある。建設業許可の申請に際しては大変な手間と労力を費やすため行政書士に依頼することが多く、経費面でも大きな負担となっている。</p>	<p>中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ(平成30年6月22日)において、円滑な事業承継に向けた環境整備を行うことが重要であるとされたことを踏まえ、実現に向けた具体的な施策について検討を進めてまいりたい。</p>	国土交通省
全国商工会連合会	<p>一般酒類小売業免許(酒小売業)</p> <p>【要望事項】 手続の理由が事業承継である場合は、生前であったとしても、相続による申請手続きの場合と同様、簡易的な申請でも可能とすること。</p> <p>【現在の手続内容・負担感】 相続であれば申請書1枚と添付書類数枚程度で事業を引継ぐことが可能である。しかしながら、生前の事業承継の場合は、前経営者が廃業を行い、新経営者が新規での申請を行う形となる。新規での申請にあたっては、事業計画書や店舗所在地の土地・建物の登記事項証明書を始め、複数の複雑な書類提出に加えて、登録免許税がかかるなど、大変な手間とコストがかかる。</p>	<p>平成29年6月9日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、行政手続コストを平成32年までに20%削減すること等を内容とする「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定)に沿って、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進めることとしており、平成30年7月から、酒類の免許申請時における財務諸表の添付省略及び申請書の記載項目の削減を実施しているところです。</p> <p>また、酒類の免許申請等に要する事業者の作業時間(行政手続コスト)の計測を行うことを目的として、アンケート調査を実施しているところであり、当該調査結果も踏まえ、更なる行政手続コストの削減に向けた取組を検討することとしております。</p> <p>いただいたご要望については、行政手続コストの削減の観点から、対応を検討してまいります。</p>	財務省

(参考)個人事業主の事業承継に関する税制要望(経済産業省)

- 個人事業主は需要の開拓や個人の能力の発揮、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献する重要な存在であり、個人事業者の「事業の持続的な発展」のため、事業承継の円滑化が必要。
- 個人事業者は一般的に資金力が低く、事業承継時の税負担のために事業継続に必要な事業用資産を売却しなければならない事態を防ぐための措置を講ずる必要がある。

要望内容

【個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設】

- 個人事業者について、先代経営者から後継者への事業用資産の承継を円滑に進めるための措置を講ずる。

現行制度

<個人事業者の意義>

- ①顧客との信頼関係に基づく国内外の需要開拓
- ②創業等を通じた個人の能力の発揮
- ③自立的で個性豊かな地域社会の形成

(小規模基本法第3条)

<政策目的>

事業の持続的な発展

(小規模基本法第3条)

<目的実現のための施策>

小規模基本法
第16条

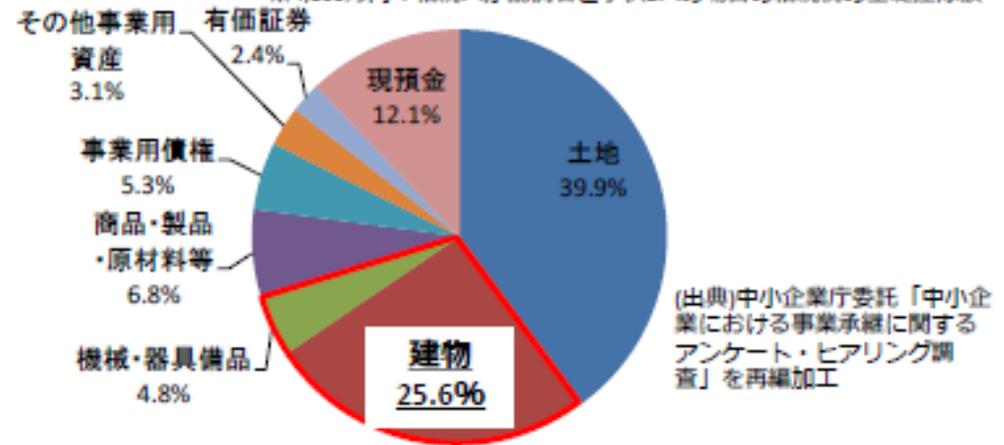
事業承継
の円滑化

事業継続に不可欠な事業用資産の
承継に伴う相続税負担の軽減が必要

<施策の必要性>

純資産4,800万円※超の個人事業者が所有する事業用資産の構成

※4,800万円：相続人が配偶者と子供2人の場合の相続税の基礎控除額



(出典)平成31年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】から抜粋